

CEVAグループ サプライヤー・コンプライアンス規程

CEVAグループ(以下「CEVA」)は、その使命、ビジョン、価値観、およびコンプライアンス、誠実さ、持続可能性へのコミットメントを共有する人々や団体との提携を目指しています。したがって、CEVAは、主要なサプライヤーおよびベンダーに対し、本コンプライアンス規程(以下「規程」)への賛同、ならびにその遵守の誓約をお願いしています。本規程の署名者は、CEVAに特定の商品またはサービスを提供し、またはCEVAを代表して行動するにあたって、関連しまたは最大限適用可能な範囲で、自身およびその関連会社、子会社、代理人、下請け業者、代表者、および/または従業員(以下、総称して「サプライヤー」といいます)を代理して、以下を遵守する事にここに表明し、保証します。

一. CEVA行動規範および適用法令の遵守

サプライヤーは、CEVAを代表して行動する際、[CEVAの行動規範](#)、およびCEVAと取引が行われる、またはCEVAに代わって事業を行うそれぞれの法域で適用されるすべての法律および規制を完全に遵守するものとします。

二. 労働法と人身売買

サプライヤーは、全従業員の人權と労働条件に関して、国連グローバル・コンパクトおよび国際労働機関の設立原則を尊重します。

とりわけ、サプライヤーは児童労働、強制労働、奴隷制、人身売買に関与してはならず、人權、労働者およびその団体交渉権、労働関連法規(賃金および福利厚生に関する法令等を含む)、ならびに関連する税制を規定するすべての法律および規制を完全に遵守するものとします。またサプライヤーは、人身売買や強制労働に関連する活動に関与していないことを証明します。

更にサプライヤーは、これらの原理原則に基づき平等な同一労働同一賃金を実現し、従業員に健康で文化的な最低限度の生活を営むに足りる賃金を提供するものとします。

三. 贈収賄・汚職防止

サプライヤーは、[CEVAグローバル腐敗防止ポリシー](#)、米国海外腐敗行為防止法、英国贈収賄法、および国際商取引における外国公務員の贈収賄防止に関する経済協力開発機構条約を完全に遵守し、さらに、サプライヤーがビジネスに従事する法域で適用されるその他すべての贈収賄防止および腐敗防止関連法令を遵守するものとします。くわえてサプライヤーは、CEVAを代表して働く関連会社、子会社、代理人、下請け業者、代表者、および従業員に対して、独自のデューデリジェンスを行い、且つ本規程に定められたところと同等またはそれ以上の要件を伝え、教示すること等により、本規程遵守を浸透させるための適切な手順を実施したことを証明します。

また特段、サプライヤーは以下の行為を行ってはなりません。

- 政府公務員に対するあらゆる形態の贈収賄または汚職に関与すること。
- ビジネスの獲得、または保持のために行われる私人への「リベート」をはじめとする、あらゆる形態の民間部門の贈収賄または汚職に関与すること。
- あらゆる種類の賄賂や不適切な支払いを受け入れること。
- その他の形態の贈収賄(価値のあるものを不適切に提供したり、便宜的な支払いを行ったりすることを含む)を供与し、申し出、または受領すること。

本条項において、「便宜的な支払い」(英語で広く一般的に”Facilitation Payments”と呼ばれる)とは、あらゆる階層の政府関係者個人に対して、日常的な行政サービス、事務を行う(またはより迅速に行う)ように誘導するために行われる少額の支払いを意味します。

四. 政府関係者との関係

サプライヤーまたはCEVAに代わってサービスを提供するその主要な従業員が政府公務員であり若しくはなった場合、CEVAの倫理・コンプライアンス部門に通知し、要求された合理的な措置を講じるものとします。本規程において、「政府関係者」とは以下を指します。

- 一) 政府(地方、地域、または国)、または政府の機関、省庁、または部門(あらゆるレベル)の役人または従業員。
- 二) 階級や地位に関係なく、政府の公式の立場で行動する人。
- 三) 政府によって全体的または部分的に支配されている会社(国営企業など)の役人または従業員。
- 四) 政党または政党の役員。
- 五) 公職の候補者。
- 六) 世界銀行などの公的国際機関の役員または従業員。
- 七) 王室・皇室のメンバー。
- 八) 軍隊の構成員。

五. 利益相反

サプライヤーまたはCEVAを代表してサービスを提供するその主要な従業員が、そのサービスに関連してCEVAの事業と利益相反があることを認識した場合、CEVAの倫理・コンプライアンス部門に通知し、要求された合理的な措置を講じるものとします。

本条項において、「利益相反」とは、サプライヤーまたはその従業員自身の個人的な利益がCEVAおよび/またはCEVAの顧客の利益と対立する、または対立するように見える活動、関係、または状況を意味します。

六. 貿易管理

サプライヤーは、CEVAを代表して行動する際、以下に例示されるようなすべての貿易、税関、輸出入、制裁、およびそれぞれの地域の法律およびCEVAに代わってサプライヤーが行う事業に適用可能なその他の関連および類似の法律、規制、要件、および制限のすべての規定を厳格に遵守することに同意するものとします。

- 税関規則
 - 輸入通関手続きの要件
 - 輸入制限/持ち込み禁止品目
- 輸出管理法令
 - 軍民両用品を規制する法律
 - 武器、軍需品、軍用品、防衛関連物品の販売、輸送、譲渡を規制する法律
- 輸出通関手続きの要件
- 米国の反ボイコット法
- 適用される貿易制裁および禁輸措置
- 「拒否」または「制限された」当事者との取引禁止

サプライヤーは、要件を満たさない、またはこのような法令に違反する活動を停止することに同意するものとします。

サプライヤーは、CEVAに提供するサービスに輸出貨物の手配または仲介/通関業務が含まれる場合、貨物が輸出される前、または輸入にあってはかかる国際輸送がCEVA扱いでない貨物のサプライヤーによる輸入申告前に、制限さ

れた当事者のスクリーニング(取引の当事者が違法な出荷、規制違反、または違法行為を行ったかどで制裁を受けたことがあるか判断するための審査)を実施することに同意します。くわえて、サプライヤーは、CEVAのポリシーがとりわけキューバ、イラン、北朝鮮、シリアに関わるいかなる活動への関与も許容しない事を認識し、これを遵守します。

CEVAの事業に関連して特定された輸出入関連法令への違反、不遵守、またはその疑いにつき、サプライヤーはできるだけ早くCEVAに通知し、当該事項に関連するすべての既知の詳細をCEVAに開示し、当該不適合事項が可能な限り迅速に満足のいく形で解決されるようにすべての合理的な支援を提供するものとします。

七. 米国政府契約

サプライヤーは、米国政府契約に関連する業務を遂行する場合、連邦調達規則(FAR)および国防連邦調達規則(DFAR)等を含む、米国政府契約関連諸規則の規定を厳守してすべての活動を行うことに同意するものとします。サプライヤーは、適用されるFARおよびDFARの必須フローダウン条項、および該当する場合は追加のフローダウン条項を遵守することに同意し、必要に応じて、サプライヤーが自身またはCEVAの代理として行動させるために契約した他の当事者にも、それらを遵守する契約上の義務を負わせることに同意します。さらに、サプライヤーは、現在、米国連邦機関により契約の授与資格を剥奪、停止され、指名停止の提示を受け、または不適格と宣言されていないことを証明します。

八. 独占禁止法・競争法

サプライヤーは、CEVAを代表して行動する際、CEVAの独占禁止法および競争法ポリシー、およびそれぞれの地域、サプライヤーがCEVAと取引を行いまたはCEVAに代わってビジネスに従事するその他の国・地域のすべての法律および規制を完全に遵守するものとします。

九. 健康と安全

サプライヤーは、そのオフィス、作業場、および輸送経路上においてすべての従業員の健康と安全に留意し、その向上に取り組むものとします。サプライヤーは、労働における健康と安全に関する方針と手順を整備し、厳格な勤務時間中のアルコール摂取禁止、および違法薬物の厳禁・排除を徹底するものとします。CEVAに関連する業務の履行中に発生したすべての事故とヒヤリハットを追跡し、職場の健康と安全に対する現実の、および潜在的なリスクをCEVAに通知するものとします。サプライヤーは、継続的な改善に寄与し、すべての従業員にトレーニングへのアクセスを許可するものとします。

十. 環境への責任

サプライヤーは、環境への影響を最小限にとどめるよう努めるとともに、環境保全に関する法令を遵守します。温室効果ガスの排出、エネルギー消費、生物多様性と海洋資源の尊重、汚染の排出、事業活動における廃棄物処理など、影響を軽減するための目標を設定した環境マネジメントシステムを運用します。サプライヤーは、資源の消費を最小限に抑え、廃棄物を削減、再利用、リサイクルし、循環型経済に参加するものとします。サプライヤーは、可能な限り低炭素エネルギーへの切り替えを検討し、また環境マネジメントシステム(ISO 14000、EMASなど)を導入して、国内外の認定を受けた第三者による評価に提出する必要があります。

十一. 個人情報の保護

サプライヤーは、CEVAを代表して行動する際、適用されるすべての個人情報保護に関する法令を遵守し、CEVAとの取引の結果としてサプライヤーがアクセスするすべての個人データが機密に保持され、CEVAが指定する目的にのみ使用されること、ならびに法的、組織的、技術的な措置が講じられることにより適切に保護されることを保証します。サプライヤーは、CEVAとの取引に関連して管理する個人データにつき、外部から問い合わせを受けた場合、CEVAに通知します。またサプライヤーは、CEVAの第三者プライバシー通知の条件に同意します。

十二. 記録管理

サプライヤーは、現地の法律がより長期の保存を要求しない限り、CEVAに代わって、またはCEVAの名義で実施されるサービスに関連するすべての文書および記録を、最低6年間保持することに同意します。サプライヤーは、すべての文書および記録が読みやすく、容易に識別でき、検索可能な状態で保管するものとします。

サプライヤーは、CEVAが書面で通知した法的手続きまたは調査手続きの対象となるすべての文書および記録を保持することに同意します。すべての関連文書および記録は、サプライヤーが法的または調査手続きの解決について書面による通知を受け取るまで、読みやすく、容易に識別でき、検索可能な状態で保持されるものとします。さらにサプライヤーは、これらの文書および記録につき、前述の通知を受けた日から、上段に定める6年間の保存要件を適用することに同意します。

保存期間の満了時に、サプライヤーは、CEVAに代わって、またはCEVAの名義で実施されたサービスに関連するすべての文書および記録を、作業中漏洩することのない安全な方法で完全に破棄・消去し、文書および記録が再生・再現不能な状態にすることに同意するものとします。

本条の要求事項は、CEVAとの契約または契約関係の終了または解消後も存続するものとします。

十三. 教育と関係者への周知

サプライヤーは、本規程が触れている事項に関して、CEVAに代わって提供されるサービスに適用される法律および規制につき、適切な教育をすべての関係者に提供することに同意します。

サプライヤーはさらに、CEVAに代わってサービスを実行する関連会社、子会社、代理人、下請け業者、代表者、および/または従業員が本規程の定めを遵守することを保証します。

十四. 監査権

サプライヤーがCEVAと締結する可能性のある該当する契約の監査規定に従い、5日前の書面による通知により、合理的な時間と場所で、CEVAまたはその代理人は、CEVAに提供され、またはCEVAに代わって提供されたサービスに関連して、本規程の要件の遵守を評価および検証するために必要な、サプライヤーのすべての関連帳簿および記録を監査することができます。サプライヤーは、そのような監査に協力し、要求に応じてそのような適切な帳簿および記録を提供することに同意します。サプライヤーは、CEVAを代表したすべての業務に関連して、完全かつ正確な帳簿と記録を保持することに同意します。

十五. 違反の報告

サプライヤーは、以下の場合、CEVAのグローバル倫理・コンプライアンス部門に速やかに通知することに同意します。

- 重大な法令違反、その可能性、サプライヤーのCEVAに関する業務に関連したCEVAポリシーの違反(CEVAの職員によるものを含む)が発覚した場合、
- CEVAとの取引に関連する政府機関による照会または調査で、詳細な情報の開示を伴う場合、および/または
- 任意の当事者から、CEVAまたはサプライヤーに対しての、CEVA取引に関連した訴訟の可能性に関する通知を受けた場合。

十六. 譲渡

サプライヤーがCEVAと締結する可能性のある適用可能な契約の規定に従い、サプライヤーが本規程に基づく義務を他の当事者に譲渡、下請け契約、またはその他の方法で譲渡した場合、サプライヤーは、当該当事者の作為および不作為について、当該行為または不作為がサプライヤー自身によって行われたかのように、引き続き主たる責任を負うものとします。

十七. 本規程の違反

サプライヤーは、本規程の違反がCEVAとその他の契約の重大な違反と見なされる可能性があり、CEVA側に何ら賠償の義務を生じせしめずに、それらの契約の即時解除の原因となる可能性があること、およびCEVAがそのような違反が関連するサービスに対する支払いを一時停止する場合があることに同意します。

十八. 補償

CEVAがサプライヤーと締結する可能性のある他の契約において、本規程に適用される責任の制限を条件として、サプライヤーは、本規程に定められた条項の違反に起因または関連するすべての請求、損害、費用、経費、または責任(合理的な弁護士費用や調査費等を含む)について、CEVAとその取締役、役員、および従業員を免責・補償し、損害を与えないことに同意するものとします。

十九. 承認・署名

発効日: _____

会社名

氏名

職位

署名・押印